

都市デザインアドバイザー制度について（周知・協力依頼）

市政100周年を迎えることを踏まえ、これまでの本市の都市づくりを振り返り、本市が大切にしている価値やそれを実現しようとする意思を表現するため、令和2年度より「都市デザインアドバイザー制度」に基づく都市づくりを進めます。

このため「都市デザイン検討会議」を設置し、外部有識者のアドバイスのもと、都市分野だけでなく、福祉、環境、経済等の幅広い分野とも連携を図りながら、本市の「目指すべき都市の姿」を描き、それを実現するため公共事業等のデザイン調整を進めますので、同検討会議への職員参加のご協力をお願いします。

1 都市デザインの必要性

(1) 都市デザイン

都市デザインとは、都市の生い立ちや地域の資源などを読み解き、市民のライフスタイルなどから見た「目指すべき都市の姿」を戦略として企画立案し、課題解決をしていくとともに、良好な景観や質の高い空間を形成し、人々の様々な活動を生み出すこと。

(2) デザイン

デザインは「形、色」だけではなく、それらを生み出す「構想、計画意図、考え方」なども含めた幅広い意味があり、優れた都市デザインは、人を惹きつけ、人を動かす力がある。

(3) まちづくり

これからのまちづくりには、都市空間・施設の役割変化、ハード事業・ソフト事業の関係深化などの都市の成熟化に伴い、都市デザインの観点からまちづくりを進めていくことが必要である。（横浜市、神戸市、渋谷区などで事例有り）

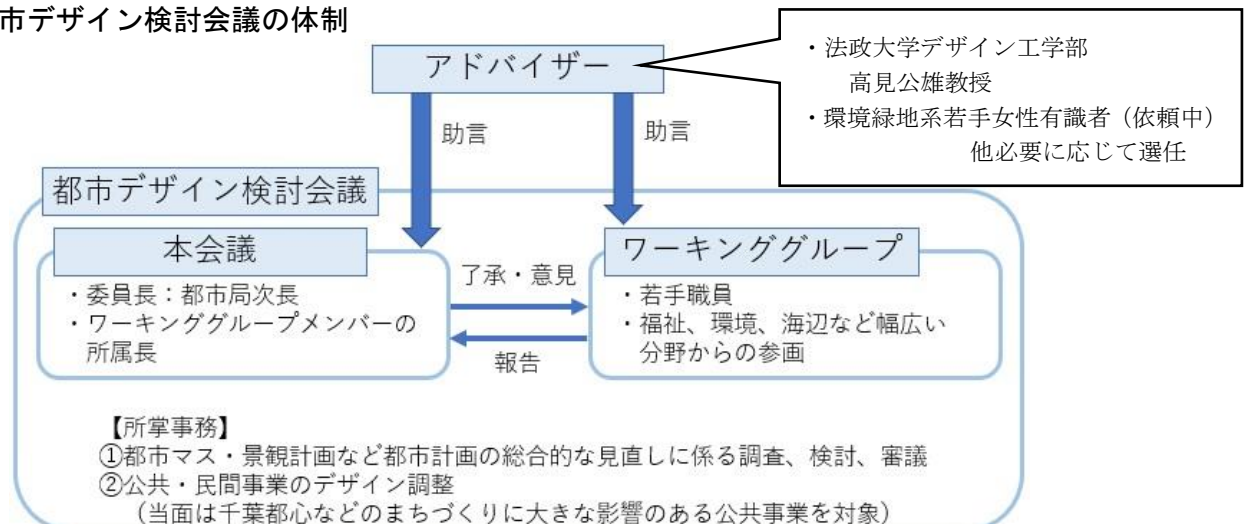
2 都市デザインアドバイザー制度

都市デザイン検討調整のため、要綱に基づき「都市デザイン検討会議」を設置する。

(1) 都市デザイン検討会議の役割

- ①都市づくりの基礎となる「都市計画の総合的な見直し（各分野別マスタープラン）」に係る調査、検討及び審議
- ②重要なエリアでの「公共・民間事業」について設計段階からデザインの調査、検討及び調整

(2) 都市デザイン検討会議の体制



3 ご協力いただきたい事項

(1) 都市デザイン検討会議への参画

都市デザイン検討会議は、若手職員（4級程度）で組織するワーキンググループと、都市局次長を委員長として課長級職員で組織する本会議で構成します。

（総合政策局、保健福祉局、環境局、経済農政局、建設局、都市局）

特にワーキンググループは、都市デザインの観点のみならず、メンバーそれぞれの担当業務の知見を活かして議論することで、幅広い視点からまちづくりを考えることのできる若手職員を育成することも目的としています。

(2) デザイン調整の対象事業

令和2年度は公共事業を対象にデザイン調整を実施します。

対象事業は、今後、庁内照会のうえ都市デザイン検討会議にて決定させていただきます。

4 スケジュール

(1) 都市計画の総合的な見直しに係る調査、検討及び審議

令和2年度 ・都市計画の総合的な見直し（各分野別マスタープラン）に係るコンセプトワーク

※コンセプトワーク

- ・これまでの都市づくりの歴史を振り返り、先人が築き上げてきた都市計画の構想の意図を読み解き、次世代へ受け継ぐ地域資源などを再確認する。
- ・長期的な視点に立ち、戦略的に都市の課題解決につなげるために、次世代へ受け継ぐ地域資源と、現在の市民の皆様のライフスタイルなどから見た「目指すべき都市の姿」を具体的な形にする。

※各分野別マスタープラン

- ・都市計画：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市再開発の方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、景観計画
- ・公園緑地：千葉市緑と水辺のまちづくりプラン

令和3年度 ・コンセプトワークの成果を反映させた各分野別マスタープランの素案作成

令和4年度 ・各分野別マスタープランの案作成及び策定

令和5年度～ ・各分野別マスタープランの開始

- ・各分野別マスタープランは、概ね5年ごとの見直しが想定されることから、デザイン検討会議は、次回見直しに向け、継続的な審議等を行う。

(2) 公共・民間事業のデザイン調整

令和2年度～ ・「重要な公共事業」のデザイン検討調整の試行運用

・「重要な民間事業」のデザイン調整手法の検討

令和5年度～ ・「重要な公共事業」及び「重要な民間事業」のデザイン調整の本格運用